

議案第 1 0 5 号

四万十町こいのぼり公園等条例の一部を改正する条例について

四万十町こいのぼり公園等条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 3 年 1 2 月 7 日提出

四万十町長 高瀬 満伸

四万十町条例第 号

四万十町こいのぼり公園等条例の一部を改正する条例

四万十町こいのぼり公園等条例（平成 18 年四万十町条例第 140 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（設置）

第 1 条 住民に健全な保健休養の場を提供し、自然と人との共生を大切にする心をか
ん養するとともに、地域間の交流を通じて本町の産業、文化及び観光の向上に資す
るため、公園、広場等（以下「公園等」という。）を設置する。

第 2 条の表に次のように加える。

米の川城ハナ公園	四万十町米奥 84 番地 1 周辺一帯
----------	---------------------

附 則

この条例は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。